

【ラオス】宗教活動の管理・保護に関する布告の改定

海外立法情報課 南波 聖太郎

* 2016 年 8 月、「宗教活動の管理と保護に関する布告」が発布された。これは、宗教活動の管理を強化し、信仰の自由の尊重と国家全体の利益のバランスを確保しようとするものである。

1 背景

2016 年 8 月 16 日、「ラオス人民民主共和国における宗教活動の管理と保護に関する首相布告 315 号」が発布された（注 1）。これは 2002 年 7 月 5 日に発布された同名の首相布告 92 号を改定したものである（注 2）。

ラオスでは近年、人権問題の改善を求める声が国内外で高まっており、政府は対応に迫られている。宗教政策に関しても、2002 年の首相布告 92 号は一部からは信仰の自由を侵害するものであるとの批判を受けてきた。同国では、仏教徒が人口の大半を占めるといわれており、特に少数派であるキリスト教徒への取締りが物議を醸してきた（注 3）。

しかし、今回の法改正は、必ずしも宗教への規制を全面的に緩和するものではない。政府は 2015 年 12 月に 12 年ぶりに憲法を改正し、信仰の自由を規定した条文中に「法に触れない限りで」というただし書を加えている（第 9 条）。今回の首相布告 315 号は、その憲法改正の方向性を踏襲して、行政による宗教の管理方法を子細に定めており、法令全体として信仰の自由を強調するとともに、国家全体の利益を重視する内容となっている。

2 布告の内容

法令は、全 8 節 37 か条から成る。以下、その主な内容を記す。

(1) 総則（第 1 節）

- ・ この布告の目的は、「民族の優れた文化を防衛・振興し、様々な宗教を信仰する個人間の団結を促進し、国民国家の防衛と発展に寄与する」ことである。
- ・ 国の宗教政策の基本方針は、①信仰の自由の尊重、②宗教活動の尊重、③信者の市民権の尊重、④「諸民族及び国民の団結、生産、生活に悪影響を及ぼす慣習」の是正である。
- ・ 宗教の組織と活動の原則は、①法の遵守、②教義の遵守、③「民族性、科学性、進歩性、大衆性」と「国民の伝統と文化」の尊重、④宗教、階級、民族を超えた国民の団結と和解、⑤安全と儉約、環境保全である。

(2) 宗教組織（第 2 節）

宗教組織は、その活動地域と活動規模に応じて内務省を始めとする中央及び地方の関連する行政機関の認可を得なくてはならない。

(3) 宗教活動（第 3 節）

- ・ 登録された活動場所以外で活動する場合には、その地域の行政機関の許可を得ること。
- ・ 出家する際には、その期間に応じて所定の行政機関の許可を得ること。出家者が外国人

である場合も同様である。

- ・ 出版(ウェブ上を含む)を行う際は、出版法等の法律を遵守すること（注 4）。
- ・ 宗教施設を建設・改修する際には、国定文化遺産法や都市計画法等の法律を遵守するとともに、内務省及び首相の許可を得ること。
- ・ 宗教組織の資産は、動産・不動産を問わず登記すること。
- ・ 国外で活動する際や国外の宗教組織等と交流する際には、行政機関の許可を得ること。

(4) 宗教の活動と資産の保護（第 4 節）

国は、合法的な宗教活動、適切に登記された宗教施設や資産の全てを尊重し、保護する。

(5) 禁止事項（第 5 節）

- ・ 宗教の教えをわい曲する内容を宣伝すること。他の信仰を非難すること。国の認可していない教育を行うこと。
- ・ 他の信仰を持つ市民を買収すること。
- ・ 信仰の自由を利用して社会秩序や環境、他者の健康や資産等を害すること。
- ・ 個人の利益のために宗教を利用すること。
- ・ 法、国民の伝統、諸民族・諸宗教の団結、他者の財産等を侵すこと。
- ・ 許可なく出版物を発行すること。

(6) 宗教業務管理機関（第 6 節）

宗教関連の業務は、内務省と地方行政機関の内務部が所管し、ラオス建国戦線がこれを補佐する。ただし、宗教施設の建設・改修の許可、宗教組織の活動停止・解散の決定に関しては、地方行政機関は所管しない。

(7) 優れた功績を収めた人物への対応と違反者への対処（第 7 節）

優れた功績を収めた人物や組織は顕彰する。この法令に違反した人物や組織には、教育指導、懲戒、罰金、活動停止、活動許可書の没収等の処分、民法又は刑法上の処罰を科す。

注（インターネット情報は 2016 年 10 月 17 日現在である。）

- (1) “Decree on Management and Protection Religious Activities in the LAO PDR”, Lao Official Gazette
<<http://www.laoofficialgazette.gov.la/index.php?r=site/display&id=1042>> （法令はラオス語のみ公開）
- (2) 首相布告 92 号の非公式英訳は Human Rights Watcher for Lao Religious Freedom のサイトを参照。
<<http://hrwlr.net/files/Download/Decree%20on%20Management%20and%20Protection%20of%20Religious%20Activities%20in%20Laos.pdf>>
- (3) 一部のキリスト教団体は、信者の拘束、教会の閉鎖などが不当なものであるとして抗議してきた。
例えば次の団体のサイトを参照。Human Rights Watcher for Lao Religious Freedom <<http://hrwlr.net/?p=55>>。国外からの批判は、例えば米国国務省の報告書を参照。Bureau of Democracy, Human Rights and Labor, United States Department of State. *International Religious Freedom Report for 2015*. <<http://www.state.gov/documents/organization/256329.pdf>>
- (4) 2008 年に制定された出版法において、国内の全ての出版物に国家による検閲が義務付けられている。
出版法は国会のサイトを参照。<http://www.na.gov.la/docs/lao/laws/soc_cult/16_Law_on_Publishing9_12_2008.pdf>